

外 部 評 価 報 告 書

令和元年9月
静岡大学地域法実務実践センター

目 次

第1章	外部評価の概要	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
第2章	外部評価委員の講評	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第1章 外部評価の概要

1. 目的

地域法実務実践センター（以下、「センター」という）は、「静岡大学における実践的法学教育を支援するとともに、地域の法実務の中核的研究及び研修支援機関として、法律系人材の養成、法教育の充実発展及び地域の法政策に関する貢献活動を推進する」という目的を掲げている。

センターは、平成28年4月に発足して活動してきた。法科大学院閉校となった平成31年3月までの3年間について、その活動を自己評価し、これに関して外部の専門家からの評価を受けることによって、センターとしての今後の課題を明らかにしようとするものである。

2. 外部評価委員会

- ・日時：令和元年9月18日（水） 10時～14時
- ・会場：地域法実務実践センター（教育学部J棟3階大会議室）
（出席者）
- ・外部評価委員（2名）
伊藤 みさ子 静岡・市民法律事務所 弁護士
國分 典子 法政大学法学部 教授
- ・地域法実務実践センター（7名）
根本 猛 センター長
板倉 美奈子 副センター長
吉川 真理 教授
土生 英里 教授
中村 和夫 特任教授・客員教授
大池 恵子 事務長
今野 美砂 専門職員

外部評価の実施

- ・日 時：令和元年9月18日（水） 10時～14時
- ・会 場：地域法実務実践センター（教育学部J棟3階大会議室）

1 開 会

- 1) 開会の辞
- 2) センター長挨拶
- 3) 出席者紹介

2 地域法実務実践センター及び自己評価報告書についての概要説明

センター長から、自己評価書に基づき説明

3 質疑・応答

外部評価委員から質疑、センターの教職員も交えて意見交換

4 外部評価委員講評

伊藤 みさ子 静岡・市民法律事務所 弁護士

國分 典子 法政大学法学部 教授

5 閉会

- 1) センター長謝辞
- 2) 閉会の辞

第2章 外部評価委員の講評

1. 各基準について、外部評価委員に下記の4段階で評価していただいた。

4 : 十分に達成している。大いに期待できる水準である。

3 : 概ね達成している。概ね適切・良好である。

2 : 改善が必要である。

1 : 抜本的な改善が必要である。

各委員の評価は次のとおりである。

評価項目	A委員	B委員	平均
基準1 : 組織の目的	3	3	3
基準2 : 組織構成	3	2	2.5
基準3 : 教員及び支援者等	3	3	3
基準4 : 活動の状況と成果	2	3	2.5
基準5 : 施設・設備	2	3	2.5
基準6 : 内部質保証システム	2	3	2.5
基準7 : 管理運営	3	2	2.5
基準8 : 情報等の公表	2	3	2.5
基準9 : 地域貢献活動の状況	3	4	3.5
基準10 : 国際化の状況	3	3	3

2. 外部評価を受けて

10項目の平均は、A委員が2.6、B委員が2.9となっている。

2人の評価委員のうちいずれかが「改善の必要あり」とするのが、組織構成、活動の状況・成果、施設・設備、質保証システム、管理運営、情報公開の6項目である。他の4項目は、どちらも「概ね適切・良好」としている。

コメント欄をみると、A委員は、センターの存続を懸念され、また組織としての運営を改善すべきとする。B委員は、地域貢献について、短期間で成果を挙げていると評価する一方で、やはり、センターの組織的対応の向上を求めている。

4段階評価では一致して「改善の必要あり」とはされていないが、組織の管理・運営についての懸念が表明されている。この主因は、評価対象の3年間は運営委員会があまり開催されていなかったことにあると思われる。

この状況を改め、この4月から毎月1回の開催を原則として、うち2回は会議形式で開催した。今後は、センターの活動の企画・立案から実施・総括まで、運営委員会などを通じて、センター教職員の意思疎通・情報共有などをはかり、「法律系人材の養成、法教育の充実発展及び地域の法政策に関する貢献活動を推進する」という目的の実現につなげていきたい。

なお、外部評価のコメントではないが、当日の懇談で評価委員から、「もう少しコンパクトな名称にならないか（「地域法実務実践センター」は長すぎる）」、「（負担のバランス論にこだわらず）やれる人ができることをするのが大事」というお話があったことを前向きに受けとめ、今後の活動・運営に生かしたいと考えている。

お忙しいなか、静岡大学まで足を運び、率直かつ有意義なご意見をいただいた2人の評価委員に、深く感謝するものである。

3. 各基準ごとの外部評価

【基準1】組織の目的について

組織の目的（使命、活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められている目的に適合するものであるか。

自己評価要約	外部評価委員によるコメント
<p>センターの目的はセンター規則2条に明確に定められ、内容も学校教育法83条に規定された目的に合致したものとなっている。</p>	<p>A委員 組織の目的は明定されており、法に適っているものの、組織の今後の存続に関しては、不明点が多い。</p> <p>B委員 法科大学院業務で培った人材育成、法実務研究のノウハウを生かした形での目的が適切に定められている。</p>

【基準2】組織構成について

基本的な組織構成が、目的に照らして適切なものであるか。
活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能しているか。

自己評価要約	外部評価委員によるコメント
<p>この3年間に運営委員会は2回開催され、必要な審議は行われてきた。</p> <p>多くの場合、センター長が関係する教員と相談しながら運営してきた。特に支障はなかったが、今後は原則月1回の運営委員会開催を予定している。</p>	<p>A委員 コメントなし。</p> <p>B委員 制度として、目的に照らした組織構成は整備されていると考えられるが、実際には運営委員会があまり開催されておらず、組織的な運営は充分ではなかったように思われる。これは、構成員が法科大学院と並行して業務を行わなければならなかったことを考えると、致し方ない面もある。 今後の改善が望まれる。</p>

【基準3】 教員及び支援者等について

必要な教員が適切に配置されているか。

教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされているか。

自己評価要約	外部評価委員によるコメント
<p>センターを主担当とする教員4名と副担当とする教員1名によって構成されてきた。これらの教員は、法科大学院の教育のみならず、人文社会科学部法学科や地域創造学環、国際連携推進機構、共通教育などの充実に大きな貢献をしてきた。</p>	<p>A委員 コメントなし。</p> <p>B委員 必要な教員は適切に配置されている。採用・昇格の規定は既存のものをセンター用として適切か、将来構想を踏まえて今一度、点検しておいた方がよい。</p>

【基準4】活動の状況と成果について

組織の目的に照らして、学内共同教育研究施設等としての活動が活発に行われ、成果が上がっているか。

自己評価要約	外部評価委員によるコメント
<p>センター規則3条に規定する3部門のすべてにおいて、十分な成果がみられる。</p>	<p>A委員 コメントなし。</p> <p>B委員 組織の目的に照らして、個々の教員の能力を生かし、現状で可能な活動は行われてきている。</p>

【基準5】施設・設備について

目的に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。また、学生のニーズへの対応がされているか。

自己評価要約	外部評価委員によるコメント
<p>法科大学院当時の施設・設備を継承している。</p>	<p>A委員 法科大学院の施設・設備の活用法を考えるべきである。</p> <p>B委員 施設・整備については、元々法科大学院のものを使っているようなもので、センターとしての活動にとって使いやすいかどうかという問題がそもそもあるように思われる。 学生をもっていないセンターの性質上、学生のニーズへの対応も難しいと思われるか、センター構成員の間では、学生ニーズの汲み取りの方法も積極的に検討され、施設・設備の活用も図られているようなので、上記の評価とした。</p>

【基準6】 内部質保証システムについて

活動状況について点検・評価し、その結果に基づいて活動の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

自己評価要約	外部評価委員によるコメント
<p>これまでの3年間は法科大学院としての活動が主だったので、法科大学院として自己評価書を作成してきた。</p> <p>法科大学院は閉校となったので、今後は地域法実務実践センターとして評価書を作成し、外部の評価委員の評価を受ける予定である。</p>	<p>A委員 構成員各自の質の改善、向上が図られていることは認められるが、体制の整備機能に関しては、不足と思われる。</p> <p>B委員 少人数のセンターなので、点検・改善・向上のための構成員相互の話し合いは日常的に行われているようである。</p>

【基準7】 管理運営について

管理運営体制及び事務組織が整備され、機能しているか。

管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されているか。

教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者との間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること。

自己評価要約	外部評価委員によるコメント
<p>事務長（人文社会科学部事務長と兼任）の下に3名の事務職員が配置され、センター長とともに、センターの運営にあたってきた。</p>	<p>A委員 管理運営に関する方針・規定は定められているが、役割分担・連携体制・能力の向上への取組みは不知である。</p> <p>B委員 管理運営についての方針は明確に定められているが、教員と事務職員との連携、意思疎通にはやや不安がある。但し、これは、これまで法科大学院と並行した形で活動してきており、いまだセンターとしての業務が定着していない部分があるからかもしれない。今後、大学外部に向けての活動に関してもう少し事務面での取り組みの整備も行ったほうが良いように思われる。</p>

【基準8】 情報等の公表について

活動情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされているか。

自己評価要約	外部評価委員によるコメント
<p>法科大学院のかげに隠れていたことで、センターとしての情報発信が不十分だった面があることは否定できないが、最低限の情報は発信されてきた。</p>	<p>A委員 存在自体についての情報が少なく、アクセスも良いとはいえない。</p> <p>B委員 HPが公開されており、活動情報は適切に公表されている。 但し、Googleなどの検索サイトから直接、センターにたどり着きにくいので、大学トップページにバナーを張るなどできるとよいのではないかと。</p>

【基準9】 地域貢献活動の状況について

目的に照らして、地域貢献活動が適切に行われ、成果を上げているか。

自己評価要約	外部評価委員によるコメント
<p>中国民法改正などのテーマを中心に、毎年度、日中学術シンポジウム・セミナーを開催し、地域の法曹界・経済界などのニーズに応える活動を行ってきた。</p> <p>このほか、中央大学法科大学院提供の各種セミナーに協力するなどして、地域の法曹界・経済界などに有用なサービスを提供してきた。</p>	<p>A委員 一部において、活発に行われているものの組織全体としては、成果を上げているとは評価できない。</p> <p>B委員 地域の法律関係団体との提携や地域向けの講演会などが積極的に企画されていて、発足後、短期間にいろいろな成果が挙げられている。</p>

【基準10】国際化の状況について

目的に照らして、教育の国際化に向けた活動が適切に行われ、成果を上げているか。

自己評価要約	外部評価委員によるコメント
<p>国際的な取り組みとして、以下の活動を行ってきた。</p> <p>1. 中国民法改正などのテーマを中心に、毎年度、日中学術シンポジウム・セミナーを開催し、地域の法曹界・経済界などのニーズに応じてきた。</p> <p>2. タイ王国からの国家汚職防止委員会一行の求めに応じ、わが国の状況を各方面から説明し、そのニーズに対応した。</p>	<p>A委員 一部の教員の活発な活動とその成果は評価できるが、組織としての取組方針が明らかではない。</p> <p>B委員 中国、ベトナムなどの専門分野の教員が積極的に活動しており、特にこれらアジアの法分野について外部向けのさまざまなセミナー等の企画が行われていることは高く評価できる。</p>

【総合評価】

外部評価委員によるコメント

A委員

組織の存続を念頭において、構成員各自の能力を傾注して特異な活動をされることを期待します。

B委員

構成員の個別の努力によって、地域の諸団体や他大学との連携、中国等海外の法律家を呼んでの講演会、セミナーなどが積極的に行われていることは高く評価できる。

単発的には、非常によい企画がみられるので、これをシリーズ化したり、学生向けにアレンジしたりできるとよいのではないかと。

現在までの実績を基礎に、地域や海外への展開を強化していくことが望まれる。これらは個別の構成員の努力だけでは難しいので、センター内の協力体制、事務部門の強化のみならず、他学部との協力、大学本部のバックアップなどが必要であろう。

特に、日本でも少ないアジア法分野の拠点となることができれば、日本の大学の中でも大きな特色としてアピールできるであろう。今後少子化の中でアジアの留学生の獲得せざるを得ない状況において、本センターをうまく活用することは、大学全体にとっても大きなメリットになりうると思われる。是非センター活動を大学全体で生かして欲しい。